

**(仮称) 第五次多摩市総合計画第3期基本計画
改定方針**

平成30年3月

多摩市

1 趣旨

本市では、市の最上位計画として、「第五次多摩市総合計画第2期基本計画」（計画期間：平成27年～30年度、以下、「第2期基本計画」という。）を策定し、3つの取り組みの方向性「健幸都市（スマートウェルネスシティ）・多摩の創造」、「市民がデザインするまち・多摩の創造」、「発信！未来へつなぐまち・多摩」を各施策間の横断的に取り込む視点とし、総合的な施策の推進を図ってきた。

また、この間、第2期基本計画を下支えする取り組みとして、「多摩市行財政刷新計画」及び「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム」を策定し、持続可能な行財政運営の構築に取り組んできた。また、地方創生の推進による人口減少と地域経済縮小の克服を目指すため、「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、喫緊の課題に対応してきた。

他方、社会の状況も時々刻々と変化しており、本市は他の自治体に先んじて、成熟社会への構造変化が本格化している。このため、「少子社会及び高齢社会の急速な進展」や「人口減少社会」、「公共施設・社会インフラの老朽化」、「多摩ニュータウン再生」等への対応が急務となっており、今後の自治体経営は予断を許さない状況にある。また、東京2020オリンピック・パラリンピックや、市制施行50周年を間近に控え、シビックプライドの醸成等のチャンスでもある。

こうしたなか、平成31年度（2019年度）には、新たな計画改定の時期を迎えることから、これからの成熟社会における基本計画のあり方や取り組むべき方向性を示すとともに、計画改定の趣旨や考え方を明らかにするため、本改定方針を定めることとする。

2 基本計画の構成と計画期間

(1) 計画の構成と期間

第五次多摩市総合計画は、「基本構想」と「基本計画」の2層で構成されている。

ア 基本構想

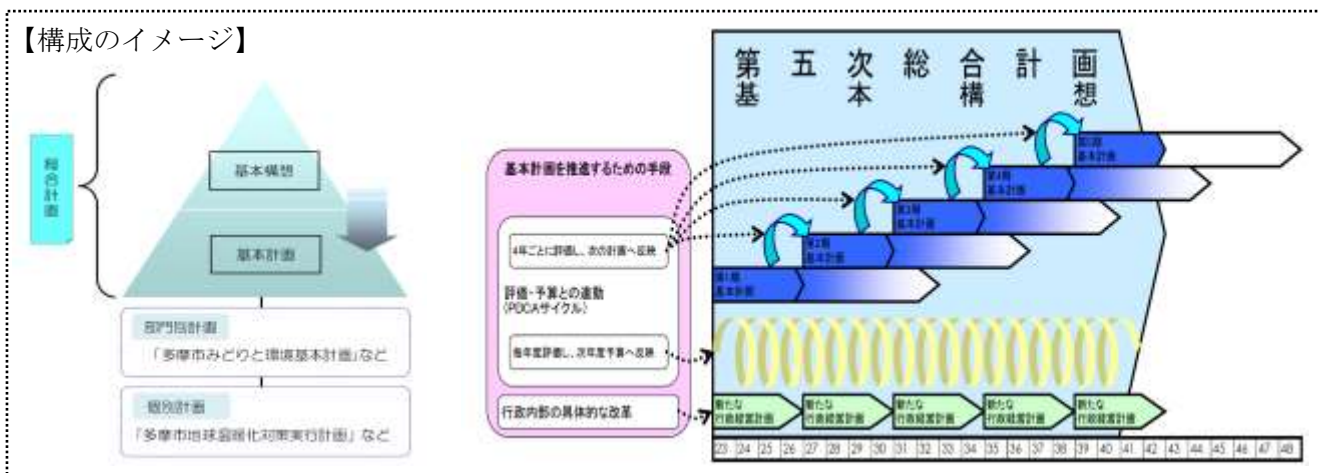
期間：平成23年度から概ね20年間

概要：概ね20年後を見据えた、多摩市の目指すまちの姿とその実現に向けたまちづくりの理念、基本姿勢等を示す計画として策定している。

イ 基本計画

期間：平成31年度（2019年度）から概ね10年間（4年ごとに改定）

概要：基本構想に定めた「目指すまちの姿」を実現していくための目標と、その目標を達成するための政策、施策、行政と市民の役割等を示す。また、目標の達成状況を把握するための成果指標と数値目標を設定する。



3 計画改定の基本的な考え方

(1) 基本構想における将来都市像の実現を目指した計画の改定

基本構想に掲げた将来都市像を実現する上で、真に必要となる施策の立案、次期4年間で解決すべき課題や具体的に取り組むべき事項を明らかにし、より実効性の高い計画として改定する。

(2) 社会のあり方の変化を捉えた計画の改定

人口減少、少子社会、超高齢社会が進む中で、これまで前提としてきた社会のあり方が変化することを捉える必要がある。

特に、市民生活の面では、共働き世帯が前提となること、高齢者は定年退職後も就労することが当たり前になりつつある。あわせて、晩婚化等を背景に単身世帯の増加も進み、地域のあり方も大きく変容しつつある。また、消費増税や社会保障改革等によって、家計への負担も増大し、若い世代を中心に今の社会のあり方に生きにくさを感じている人々がいる状況がある。

他方、生活環境の面では、ICT技術の急速な発達により、情報の摂取方法も変化し、必要なものはインターネットですべてのものが購入できる社会に変わりつつあるなど、今当然に行われていることが数年経つと価値が変わってしまうという不確実な要素を含んでいる状況にある。

そのため、市民生活、生活環境の両面で、現在の社会のあり方の変化を捉えながら、また少し先の社会を見据えた計画とする必要がある。

(3) 市民とともにつくる計画

新たな政策課題が数多く発生し、行政だけでは課題解決を図ることが難しい状況にあり、これまでのまちづくりを進めてきた前提が変化の過程にある転換期のまちづくりが求められている。そうしたことから、これまでの取り組みの成果と蓄積された地域や市民の力を積極的に市政に反映させる基本計画とする必要がある。「市民とともにつくる計画」という意識のもと、市民参画のプロセスは質・量ともに深化したプロセスを踏まえ、市民と行政が一体となって改定に取り組む。

4 計画改定の視点

(1) 計画の施策評価・市民参画を踏まえた課題の検証

これまで行ってきた施策評価や行財政改革の取り組み、市政世論調査の結果だけでなく、市民ワークショップなどの市民参画の結果を踏まえ、次期基本計画に求められるまちづくりの課題を整理し、計画のあり方や施策の見直しを進める。また、施策評価によるPDCAサイクルを念頭に置き、引き続き、評価指標を盛り込んだ、効果の検証が可能な計画とする。

【(例) 想定されるまちづくりの課題】

- ① 少子社会、超高齢社会
- ② 若い世代の定住促進
- ③ まちの活力
- ④ 地域コミュニティ

(2) 想定人口及び将来展望人口（目指すべき将来人口）

改定後の計画の開始年次となる平成31年度（2019年度）から平成40年度（2028年度）ま

での10年間の想定を行う。

想定人口については、国立社会保障人口問題研究所の将来人口推計及び内閣官房まち・ひと・しごと創生本部の人口推計（中位推計）を引用する。

他方、本市では、若い世代の流入と出生の増加を目指す目的で、定住促進や雇用の創出、子育て施策等の施策を戦略的に展開する「多摩市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成28年）」を策定しており、上記想定人口に出生率の上昇と社会増の要素を加えた将来展望人口を算出している。

このため、想定人口と将来展望人口の2つの人口推計を参考値として示し、本計画においては、将来展望人口の実現に向けて、各政策・施策を推進していく。

5 改定体制

市民などからいただく意見を踏まえながら、今後展開すべき施策の検討を行うため、以下の体制により、計画の改定に取り組む。

(1) 庁内体制

① 策定委員会

多摩市総合計画策定委員会設置規程に基づき設置し、計画を改定するための必要な事項を調査、審議及び調整し、計画の改定案を決定する。市長、副市長、教育長、政策監、部長級職員及び課長級職員をもって組織する。

② 専門委員会

多摩市総合計画策定委員会設置規程では、副市長、教育長、政策監、及び部長級職員をもって構成する策定委員会に専門委員会を置くこととされており、専門委員会において具体的な案を作成する。なお、各施策の検討は、実際の事業に直接携わり、調整を行う立場である課長級職員の積極的な参画を想定しながら進めていくこととする。

(2) 庁外組織

① 多摩市総合計画審議会

多摩市総合計画審議会条例第4条に基づき、審議会委員15人のうち、7人以内を市民委員とする（他、学識経験者5人以内、行政委員会等3人以内）。市民委員のうち、公募による募集人員は2人以内とする。多摩市総合計画審議会では、市長の諮問に応じ、計画の改定に関し、必要な調査及び審議をし、答申を行う。

② 自治推進委員会との連携

多摩市自治基本条例に規定される、「市民によるまちづくり」を進める観点から、自治推進委員会と住民自治の推進について意見交換を行い、計画改定の参考とする。

(3) 市民参画

① 市民ワークショップ

本改定では、素案作成の段階から、多くの市民に関心を持っていただき、また多様な市民の意見を直接伺うため、以下の市民ワークショップを開催する。ワークショップは、市民と市、市民同士の自由な議論により市民意見の方向性を見出すもので、市の現状把握、問題点や課題の整理等に適している。

(ア) (仮称) 協働戦略会議

ア 実施時期は7～8月とし、実施回数は4回とする。

イ 各回50～60名程の参加者とする。

ウ 市が重要課題と認識しているテーマについて議論し(2日間合計で6テーマ程度の議論を想定)、素案の作成に反映させるとともに、総合計画審議会、総合計画策定委員会等での資料とする。

(イ) (仮称) たま市民討論会

ア 実施時期は10月頃とし、実施回数は3回とする。

イ 各回50～60名程の参加者とする。

ウ 市民が感じている本市の魅力や将来に対する想い等をテーマとして意見交換し、原案に反映させるとともに総合計画審議会、総合計画策定委員会等での資料とする。

② パブリックコメント

原案の段階で、たま広報、公式ホームページ等で計画の趣旨・内容等を公表し、市民からの意見を募集する。市民から寄せられた意見を考慮して、原案を決定するとともに、意見に対する市の考え方を公表する。

③ 市民説明会

原案の段階で、計画の概要や今後の進め方等について説明し、意見を伺うため、年2～3回程度開催する予定である。

④ 多様な世代・市民からの意見聴取

(ア) 市民アンケート

将来の多摩市を担う若者世代からの意見を計画に反映させるため、中・高校生世代を対象とした無作為抽出のアンケートを実施する。

(イ) 庁内各部署の事業と連携した幅広い市民意見の収集

各部署が日頃より実施している事業を通じて有している、ネットワークや既存の協議会、連絡会、行政委員会等を活用し、子ども、女性、若者、地域等、多様な世代、市民から広く意見を聞き、計画に反映させる。

⑤ 市民団体アンケート

市内で活動しているNPO等の団体に対し、まちづくりにおける今後の取り組みや課題について意見を求めるため、アンケートを実施する。

(4) 市議会

計画策定の進捗にあわせ、適宜検討状況を報告する。

6 改定スケジュール

別紙「(仮称) 第3期基本計画改定に係る全体スケジュール概略版」のとおり